

集会室使用細則

集会室使用細則

ホーユウパレス福島松川管理規約にもとづき、集会室使用細則（以下「本細則」という）を次の通り定める。

（主 旨）

第1条 集会室は、ホーユウパレス福島松川管理組合（以下「組合」という）の運営及び組合員相互の親睦を図り、福祉向上のため使用することを目的とする。

（使用目的）

第2条 集会室は、組合運営上の集会・居住者の親睦・消防活動・子供会及び老人会等組合が適当と認めた集会に使用する。

（使用を認めない集会）

第3条 次の集会については、使用を認めない。

- 一、 政治的・思想的・宗教的会合を目的とする集会。
- 二、 公の秩序または風俗を乱すおそれのある集会。
- 三、 ホーユウパレス福島松川の管理上支障のある集会。
- 四、 営利を目的とする集会。

（使用の優先）

第4条 組合運営上の集会で緊急を要すると認める集会はこれを優先し、組合はすでに他の集会の申込みがある場合でも、その日時の変更を求めることができるものとする。

（利用資格）

第5条 集会室の利用資格者は、ホーユウパレス福島松川の組合員並びに使用目的に該当する主催者で組合が適当と認める者とする。

（使用時間）

第6条 使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

但し、組合運営上の集会及び管理者が承認した場合はこの限りではない。

（使用手続）

第7条 集会室の使用申込者は使用責任者（組合員及びその家族）のみとし、所定の申込書に必要事項を記入の上、原則として使用日の一週間前までに管理事務所に申込みものとする。

（使用者の注意事項）

第8条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- 一、 火気の取扱いには充分注意すること。
- 二、 建物及び備え付け物品を大切に取扱い、万一損害を与えた場合は弁償する。
- 三、 居住者の迷惑になる行為は絶対にしないこと。
- 四、 ドア等に貼紙やピン止めはしないこと。
- 五、 使用後は清掃し、机・椅子等の整理整頓をすること。

(規定外事項)

第9条 本細則に規定のない事項については、理事会において協議の上決定する。

「ホーユウパレス福島松川」集会室使用申込書

平成 年 月 日

申込代表者（使用責任者）

住 所

氏 名

印

「ホーユウパレス福島松川集会室使用規定」を遵守し、下記使用要領にて集会室を使用いたしたく、ご承認下さるようお願い致します。

使用期間	自 平成 年 月 日 時 至 平成 年 月 日 時					
使用目的						
使用者氏名	申込者との続柄	住 所				

-----キリトリセン-----

集会室使用許可証

平成 年 月 日

殿

ホーユウパレス福島松川管理組合
理事長

下記期日の集会室の使用を承認する。

使用期間	自 平成 年 月 日 時 至 平成 年 月 日 時					
------	------------------------------	--	--	--	--	--